

官報

号外 平成五年十二月十四日

○第二百二十八回 参議院会議録第九号

平成五年十二月十四日(火曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第九号

平成五年十二月十四日

正午開議

第一 國務大臣の報告に關する件(ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉について)

○本日の會議に付した案件

一、新議員の紹介

一、日程第一

一、齒科技工法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。

この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。

議席第五十六番、選挙区選出議員、広島県選出、清手順正君。

〔清手順正君起立、拍手〕

○議長(原文兵衛君) 議長は、本院規則第三十条

の規定により、清手順正君を運輸委員に指名いたします。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 國務大臣の報告に關する件(ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉について)

農林水産大臣から發言を求められております。發言を許します。畑農林水産大臣。

〔國務大臣畑英次郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(畑英次郎君) 本日、細川総理は、十二月十五日のガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の最終期限を控えて、交渉全体が妥結するとの前提のもとに、農業交渉の最終合意文書の調整案について、これを受け入れるとの決断を下されたところであります。

ウルグアイ・ラウンドは、十五にわたる分野において、七年を超える長期に及ぶ交渉が行われてまいりましたが、特に農業分野の交渉は各国の主張の隔たりが大きく困難をきわめるものでありました。

この間、御承知のとおり、一昨年十二月に、輸入制限をすべて関税に置きかえるという包括関税化の原則や輸出補助金、国内支持の削減の方法が

示された最終合意文書案、いわゆるダンケル合意案が提示されております。さらに、昨年十一月には、鋭く対立していた米・E.C.間でこの最終合意文書案の一部を修正することについての原則的な合意がなされたところであります。しかし、各国とも困難な問題を抱える中で、全体としての合意には至らず、交渉は継続されてまいりました。

我が国はこの交渉において、世界最大の農産物輸入国としての立場から、食糧の安全保障や環境保全のために農業が果たしてまいりました役割を重視すべきこと、また、世界の農業貿易をゆがめてきた原因とされる輸出補助金に歯止めをかけるべきこと等を強く訴え、包括関税化に對しては、国会決議の趣旨を踏まえ、これを回避すべく最大の努力を傾けてきたところであります。

しかしながら、世界の大部分は包括関税化をウルグアイ・ラウンドの農業合意の重要な原則として受け入れる方向にあります。このような状況下で、ガット事務局は、ラウンド全体の成功のため、ぎりぎりの調整案を作成し、過日我が国にこれを提示してまいりました。

この調整案は、我が国の主張のすべてを取り入れてあるわけではなく、不満は残るものの、各国の対立する意見を踏まえた最終のものであり、我が国としても最終的な判断を下すことが必要となった次第であります。この調整案によれば、米のミニマムアクセスの加重や米以外の農産物の関税化といった点で我が国農業にとってまことに厳しいものであると認識をいたしております。

我が国は、自由貿易体制のもとで経済発展を遂げ、今日の地位を築き上げてきたところであり、ガット体制の維持と世界経済発展に向けて、ラウ

ンド成功のための重大な責務を負っていることもこれまた事実であります。世界の大部分が調整案を受け入れとなっている中で、仮に我が国が受諾しなかった場合には、ウルグアイ・ラウンドが崩壊し、そのこと自体で我が国が国際的非難を浴びるだけでなく、関係国から我が国の農産物の輸入制限についてガットの場や二国間協議において、さらに厳しい条件の受け入れを強いられることは確実であります。

以上のような諸般の事情から総合的に判断した結果として、冒頭申し上げましたとおり、総理は苦渋に満ちた調整案受け入れの決断を下されたところであります。

この結果、我が国農業は新たな国境措置のもとにおいて、内外ともに一段と厳しい環境に置かれることとなりますが、新たな国境措置も相当程度高い水準のものが確保されるものと考えております。また、我が国農業の体質強化を初めとする国内対策に万全を期する覚悟であります。

今後は、関係者の声を十分お聞きしながら、農家の方々の不安を解消し、農業、農村の将来展望が開けるよう最大限の努力を傾注する所存であります。また、そのことを通じて、農業の持つ国土、環境の維持や地域経済の安定といった多面的機能が十分に発揮され得るものと考えております。

こうした考え方のもとに、総理を本部長とする関係閣僚による緊急農業農村対策本部を設置し、今後の農政の推進に万全を期することといたしているところであります。

終わりに、七年の長期にわたる交渉の過程で、多くの方々から力強い御支援をいただきましたこ

とに対し深甚なる感謝を申し上げ、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉に関する説明を終わります。(拍手)

○議長(原文兵衛) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。北修二君。

〔北修二君登壇、拍手〕

○北修二君 私は、自由民主党を代表し、ただいま農林水産大臣より報告のありましたガット・ウルグアイ・ラウンド交渉について、総理はか関係閣僚にお伺いいたします。

今未明、細川内閣は三度にわたる米自由化反対の国会決議に反して、米の部分開放への道を進むガット調整案を受け入れたことに対し、国家と民族の食糧の安全保障の見地から極めて遺憾であり、我が党としては断じて容認できません。

昨日は、くしくもカリフォルニア米七千トンが緊急輸入の主食米として初めて神戸港へ入港、陸揚げの後、外米の安全性に懸念の声が出ている中、冷害の凶作による米不足分として一般消費者へ送り込まれることになりましたが、こうした状況が将来は米の部分自由化に伴って日本農民の犠牲において恒常化されることを強く懸念いたします。

まずお尋ねしたいことは、米の問題に取り組む総理の決意であります。

一九八六年九月以来、足かけ八年に及ぶウルグ

アイ・ラウンドの交渉がようやく終わりを告げました。この間、我が党内閣は歴代国会決議に基づき米の完全自給方針を守るため、終始一貫して自由化を意味する包括関税化について反対、粘り強い交渉を繰り返して、また立場を同じくする国々と連携しながら、我が国の主張が反映されるよう最大限の努力をしてきたところであります。

しかるに、細川内閣は、前政権の基本方針を引き継ぎ、再三にわたり国会決議に沿って交渉すると言いつつ、妥結を急ぐ米国の多少の姿勢の変化を契機に基本方針堅持の姿勢を軟化させ、この秋以来、水面下における実務者レベル交渉により妥結方向へまっしぐらに走ってまいりました。

しかるところ、今回の合意の内容が市場参入グループ議長の調整案という形で提示されるや直ちに受け入れを表明したことは、農家と国民をだまし、外交交渉という名のもとに国会を軽視したもので、我々としては黙過できません。

まさに総理は二枚舌を弄したことになります。わかりやすい言葉で言うならば、総理はうそをついたと断ぜざるを得ません。総理はこれにどうお答えになりますか。

それとあわせて、外務大臣より交渉の経過について真相を披露願いたいのであります。

今回の交渉を通じて大変な問題は、責任を負うべき政治家が不在であったということであり、それは断定的に申せば、総理が交渉の最終局面に至るまで交渉を実務者レベルに任せ、今日の

結果を招いたことが大きな一因であります。

交渉の最終局面においてまさに総理のリーダーシップの発揮が必要なときに、政治改革のみに目を奪われて、民族の将来にかかわる重要な問題がないがしろにしてきたことを指摘しなければなりません。

いずれの国でも、重要な交渉の節目節目においては関係閣僚を現地に派遣して自国の主張を貫くという努力を行っております。しかるに、今回の日本の対応はいかがでしょうか。

農相の現地訪欧は一カ月以上前のことでございます。外務大臣のガット交渉を目的とした出張は遺憾ながら聞いたことはありません。今回の外務大臣の急派も我が党の強い主張によりようやく実行したものであり、米国やECが交渉の節目節目には主要閣僚により何回となくぎりぎりの長時間交渉を行い、最大限自国の主張を貫くために努力しているのとはまるで対照的であります。

総理、この点厳しい反省があつてしかるべきと存じますが、どう受けとめるかお聞きをいたします。

調整案を我が国が受け入れることにより、国会決議、連立合意、与党各党の公約の関係が大きく問題となります。

三度にわたる国会決議には、米の完全自給、安全保障体制としての食糧自給力の強化等がうたわれています。ダンケル案は自由化を前提とし、内外価格差を基準とした高率の二次税率のもとに

低関税のミニマムアクセスを設定しております。もともと、ミニマムアクセスは関税化の一部であり、米について言えばまさに部分開放であります。

我が党の追及質問にもかかわらず、政府は九日の時点まで、追加譲歩条項のあることを隠していました。七年以降については白紙である。その後の協議である旨申しましたが、これは全く国政のリーダーとして信頼を失墜するやり口ではありませんか。これについてはどう弁解するのか、総理の答弁を求めます。

特に問題なのは、暫予期間終了後、関税化を受け入れる場合、最初一年目からの削減率を適用した低関税からのスタートになり、加えてミニマムアクセスの八割維持義務により、最初から関税化したよりも大きな代償を支払い続けることとございます。

また、特例を継続する場合は追加譲歩として、八割を大幅に拡大し、他の農産物の関税引き下げも要求されるおそれが大であります。これはどう見ても単なる追加譲歩だけでなく、一種のペナルティーつきと言っても過言ではございません。隠れ包括関税化であります。明らかに米の完全自給を放棄したものであります。なし崩しの自由化をもたらしめます。

総理、これでも今回の調整案は国会決議の自給方針に沿ったものと確信を持って言えるのでありましようか。

さて、昨夜来、連立与党にとって頭を悩ましたことは調整案の閣議了解決定と八党派合意事項との関係であります。今回の調整受け入れで、連立与党各党はどのような見解でこれを容認したのか承りたいのであります。

特に、社会党を初めとして、米の完全自給堅持、例外なき関税化反対を明確に公約しています。選挙の際に公約した基本政策を連立政権維持のために全く顧みないことは有権者を欺くことになり。これは重大な公約違反であると思いますが、山花、石田両大臣の所見を求めます。

これまで申し上げたように、今回の調整案の受け入れは、実質的な農産物の総自由化と言うべきものであります。そのことにより、今後、酪農家や畑作農家に対する大きな影響が予想されます。乳製品、でん粉、雑豆等、重要基幹農産物について総関税化を招き、北海道、九州を始め各地の農業に大きな打撃を与えることは明白であります。例えば、乳製品については、子牛価格の低下等に加えて、冷夏による消費低迷により生産調整強化を余儀なくされております。そのやさきのことであり、米のために犠牲になったとの農民の強い批判が寄せられています。今後、影響を少なくするために、二次関税設定等の対策をどのように行っていくか、具体的に伺います。

さて、調整案の閣議了解後の今後の新協定の条約の国会承認及び食育法など関係国内法の手続であります。どのような手順を考えておられますか。

以上、総理及び農林水産大臣の所見をお伺いいたします。

今、日本農業は未曾有の凶作に襲われ、その再起に農民が懸命に頑張っているさなか、今回の調整案は関税化を六年間着々としながら、ミナムアクセスの受け入れでそれがだんだん拡大していき、米の市場は完全に開放されていくことは必至の状況であります。せっかく新農政の展開に向け、耐えがたき生産調整に協力している生産農家の意欲はこれでは減殺されかねません。

農業は国のもととして、一億二千万人の安心のいく国民の食糧確保のための日本農業をどう育成発展させるのか、納得のいく総理の答弁を求めます。

若干時間がございいますから、一つつけ加えて申し上げたいと存じます。

御案内のように、今回の米の問題につきまして大きな心配があるわけでございます。農家自身が、御承知のように、今、米の計画はいわゆる一年に六十五万トンずつ、二年間で百三十万トンの備蓄をすることに相なっております。それに今の輸入二カ年分を足しますと二百三十万トンを上回るんです。四年後はどうなるか、四百五十万トンを上回ります。六年後は七百万トンの備蓄になります。一体この処理はどうするんですか。どういう方法でやるんですか。この点農家が大変心配しております。私は、農水大臣に明確にひとつお答えを願いたい。

このようなやり方につきましてはまさに農村を壊し、農民殺しである。怒りを持って私は抗議をし、私の質問を終わります。

州に派遣し、ガットのサザラランド事務局長などに対し我が国の立場を十分伝え、これに従い我が国代表団は交渉を進めてきたところでございます。この間、外務大臣、農水大臣はあらゆる機会をとらえて我が国の立場を伝達いたしますとともに、現地の交渉者と密接に連絡をとりながら交渉を指揮し、我が国の主張がドゥニ調整案に十分反映されるように努力をしてきたところでございます。

【閣議大臣細川護国寺登壇 拍手】
○閣議大臣(細川護国寺) このたびの一連の交渉におきまして政府はうそをついたことになるのではないかと、こういう御趣旨のお尋ねでございますが、政府としては国会決議の趣旨も踏まえ、米を初め農産物の包括的関税化というものは受け入れられない、そういう方針のもとに最大限の努力を行ってきたところでございます。

七年目以降についてどう考えているのか、こういう趣旨のお尋ねでございましたが、私としては調整案の基本的な考えをできるだけ早く国民の前に明らかにするために、調整案の骨子を公表するように指示したところでございます。何分その時点では追加的譲歩という考え方がどのような形で盛り込まれるか明らかではございませんでした。意図的に伏せようとしたということではございません。骨子の表現に一部不十分な点があったことにつきましては、このような事情をぜひ御察いただきたいと存じます。

この調整案につきましては、遺憾ながら我が国の主張のすべてが取り入れられているわけではなく、ものの、ラウンド交渉の成功、ひいては世界経済の発展と自由貿易体制の維持強化によってもたらされる国民的の利益という観点から、ぎりぎりの決断を下さざるを得なかったものでありまして、うそをついたとは思っておりません。

交渉における閣僚の対応についてのお尋ねでございますが、農林水産省の修正問題につきましては、これが本格化するに先立ち農林水産大臣を欧

州に派遣し、ガットのサザラランド事務局長などに対し我が国の立場を十分伝え、これに従い我が国代表団は交渉を進めてきたところでございます。この間、外務大臣、農水大臣はあらゆる機会をとらえて我が国の立場を伝達いたしますとともに、現地の交渉者と密接に連絡をとりながら交渉を指揮し、我が国の主張がドゥニ調整案に十分反映されるように努力をしてきたところでございます。

いずれにしても、本調整案は我が国農業にとってまことに厳しいものであることから、その取り

扱いにつきましては、ぎりぎりの検討を行ってきたところでございますが、ラウンド交渉の成功のために応分の貢献を果たすことは我が国の国際的責務であるとの観点から、まさに断腸の思いでその受け入れを決断したところで、国民各層の御理解を得たいと考えているところでございます。

農産物の二次関税設定などの対策についてのお尋ねでございましたが、関税化する品目につきましては、最終合意案の規律の範囲内で関税化に伴う国内生産、価格、流通などへの影響をできる限り緩和し得るように必要な関税相当量などを確保いたしますとともに、今後の所要の国内対策の立案、実施に遺憾なきようにしてまいりたい、このように思っております。

それから、新協定の国会承認手続についてのお尋ねでございますが、一般に我が国としては、国際約束の締結に当たりましては、その実施のための国内法制の整備を行った上で締結することといたしております。ラウンドの結果として作成される国際約束につきましては、所要の国内法制の整備とともに、明年その締結について国会の御承認を求めることになろうと思っております。

日本農業の育成発展についてのお尋ねでございます。農業は、食糧の安定供給を初め、国土や自然環境の保全あるいはまた余暇空間の提供といった多面的な機能を持ったものであることは改めて申すまでもないところでございますが、現在、我が国農業は新規就農者の減少あるいは高齢化の進

行、耕作放棄地の増加などの厳しい状況に置かれており、農政の展開に当たりましては、こうした事態に対処すべく新政策に則したさまざまな施策を推進してきたところでございます。

ラウンドの農業合意の成立、実施に伴う新たな国境措置のもとにおきましても、我が国農業、農村の振興を図り、引き続き新政策に則した施策の格段の充実、推進に努めますとともに、このたびの合意の実施に伴って生ずる諸問題につきましても必要な措置を的確に講じてまいりたいと考えているところでございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣畑次郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(畑次郎君) 北議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、乳製品、でん粉、雑豆等の農産物の今後の対策についてお尋ねをいただいたわけでございますが、調整案を受け入れ、関税化する品目につきましては、最終合意案の規律の範囲内で関税化に伴う国内生産、価格、流通等への影響をできる限り緩和し得るよう所要の関税相当量の適切な設定、現行アクセスの適正な管理、国家貿易制度の維持等、それぞれの農産物の保護に必要な条件を確保いたしますとともに、国内保護の削減についても今後の所要の国内対策の立案、実施に遺憾なきよう適切に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

なおまた、調整案の閣議了解後の今後の食糧法などの関係国内法の手続に関するお尋ねもございました。

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の合意に伴い、食糧管理法を初め幾つかの国内法の整備が必要となると考えております。ウルグアイ・ラウンドの交渉内容の具体的な実施時期は平成七年以降であると想定されますので、それに間に合うように必要な国内法整備を進めて御審議を賜りたい、かように考えておるところでございます。

次に、備蓄の問題について御指摘をいただいたわけでございます。

本問題につきましては、今後の備蓄のありよう、あるいはまた、いわゆる米の分野の新たな用途開発等々、これらの問題につきまして農政審議会等々の御意見も伺いながら対応を進めてまいりたい、かように考えておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

○国務大臣(羽田孜君) お答えを申し上げます。

百十六カ国に及びますところの、まさにマルチの外交交渉ということでございますが、この性格上、交渉におけるやりとりの子細を明らかにするということはお許しをいただきたいと思っております。ただ、この問題が起りましたのは昭和六十年、中曽根内閣の当時でありました。私自身この問題につきまして、今御質問がございました北委員を初め各党の議員の皆様方とそれぞれの立場を

持ちまして話し合いをしてまいりました。また、それぞれの責任者あるいは機関の代表の方が我が国を訪れましたときにも、日本の農業の現状あるいは食糧の現状、そして稲作農業というものが果たす現状というものを、こういった問題についてそれらの皆様と一緒に私どもは訴えを続けてまいったわけでございます。

そういう中にありまして、一緒に行かれた方は御記憶がありますでしょうけれども、我が国の例外なき関税化あるいは包括関税、こういったものについては一緒に行かれた皆様方も残念ですけれども、どこの国の方もこれをなかなか認めてくれるという状況でなかったということ、これはぜひともひとつ皆様に御理解をいただきたいと思うわけでございます。

そして、今日の農業合意案につきましては、我が国の今申し上げましたような問題につきましても主張してまいったわけでありまして、それらが反映されるように政府となし得る最大の努力を傾注してまいったことを申し上げたいと思っております。

なお、私自身、先ほど総理からもお話がありましたように、この最終段階でありましたけれども、急遽ジュネーブに出向きまして、サザランドさん、あるいはドゥニさん、こういった皆さんあるいはアメリカ、カナダ、E.C.、こういった代表の皆様方と率直なお話し合いをしてまいったところであります。

そして、そういった中にありまして、最後のこの合意という中には、将来七年目からの問題について、これを関税化するのか、あるいは現在のこのミニマムアクセスというものを継続するのか、こういった問題について、やはり環境問題ですとかあるいは食糧安全保障の問題、こういったものも加味しながら我々が選択できるように、話し合えるように、このことを実は合意の中に盛り込むことに成功したということをお願いすることができると思います。

ただ、これは結果として非常に厳しいものでありますけれども、しかし各国が日本に対して今まで一切例外なき関税化というものは認めないというものを私たちは確保することができたのは、これは率直に申し上げまして私どもとともにそういったことを今まで各国に対して訴えてきた、そのものの成果であつたろうということを申し上げることができそうです。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣山花貞夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(山花貞夫君) 北議員からの御質問の第一は、今回の調整案受け入れで、連立与党各党はどのような見解でこれを容認したのか、八党派合意との関係いかにということでございます。

社会党が苦悩の末に政党としての真剣かつ慎重な多くの党内議論を踏まえ、村山委員長が委員長取りまとめとして集約した内容は、調整案については、これまでの社会党の方針に照らせば反対だ

が、ウルグアイ・ラウンドの成功と連立政権に参加する立場から総理の方針を了せざるを得ない、そして、日本農業の再建に全力を尽くす決意を表明したものであります。

連立の合意覚書も国会決議の趣旨を踏まえたものであることを考えるならば、広い意味で覚書の趣旨を完全には満たすに至っていないという点については反省しなければならぬ問題点と考えております。しかし、連立政権にあっては、各党が国民の前でぎりぎりのところで開かれた議論を行い、連立各党、内閣の合意が形成されていくことは連立政権のあり方として当然であり、今回も連立与党内で意見の一致を見た点を御理解いただきたいと考えております。

第二問は、公約違反という御指摘です。

党としては最大限ぎりぎりまで努力を尽くしましたが、多國間の長年の外交交渉の中で、トータルな意味でアメリカ、ECを含めて最終調整案が示されたものと理解をしております。そして、例外なき関税化という点では我が国の主張は一定程度取り入れられておりますけれども、完全自給という点では一〇〇%我が国の主張が入れられなかったことも事実として受けざるを得ません。

しかし、政策運動の目標と結果が完全に一致しなかったからといって、それを直ちに公約違反と考えるか否か。それはこの過程における努力、また受け入れられないとする場合の対策などに基いて総合的に判断されるべきものと考えます。

外交交渉においては最大限主張し、かつ国際協調を図ることが必要であり、我が国の要求が完全に満たされない限り公約違反とするなら、政府の外交交渉全般が困難となるのではないのでしょうか。

そして、一朝にして変わったわけではなく、議論を尽くした上で政治決断をしたものであります。ぎりぎりまで党の政策方針を確認しながら、苦悩の中で総合的に判断したものでございます。

(拍手)

〔国務大臣石田幸四郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(石田幸四郎君) 北議員にお答えを申し上げます。

私に対する御質問は、公明党は入党派合意事項の関係でどのような見解でこれを容認したのか。また、公明党は米の完全自給堅持、例外なき関税化反対を公約にしている、公約違反ではないのかというお尋ねでございます。ともに関連する項目でございますので、まとめてお答えすることをお許しいただきたいと存じます。

まず第一に、私たちは、ウルグアイ・ラウンドの成功は自由貿易を守るために極めて重要であり、貿易立国として我が国はこの妥結に最大の努力が必要であると判断をいたしました。

さらに、第二点といたしまして、ドゥニ議長の調停案は、六年間は非関税、六年後の再交渉となっておりまして、これによって関税化の阻止が確保されたと判断をし、この点は評価できるものであ

る、このように判断をいたしておるところでございます。

ミニマムアクセスの問題は、その代償措置として認識すべき問題であり、一〇〇%の成果ではないにいたして、我が党の基本政策並びに入党派合意あるいは選挙公約に大筋において反するものではないと判断をいたしたところでございます。

また今後の対応として、今回の決定によりまして農業者のこうむる不利益を最小限にとどめるため、政府・与党一体となって最大限の努力を払っていく必要があり、特に稲作農家、なかならず中山間地や小規模農家はもとより、乳製品など深刻な打撃が予想される酪農者に対し、でき得る限りのあらゆる対策を速やかに検討すべきであると考えておるわけでございまして、これを機会に新しい日本の農政に本格的に取り組んでいくべき問題である、このように決意をいたしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 青木幹雄君。

〔青木幹雄君登壇、拍手〕

○青木幹雄君 私は、自由民主党を代表し、米の自由化を事実上決定した細川内閣の責任を国民の前に明らかにしていただきたいと思っております。

昨日、本日、衆参両院の本会議において米問題の質疑が行われてまいりました。自民党として私

が最後の質問者であります。重複する部分があろうと思いますが、長年にわたりこの問題は議論をしてきた問題でありますので、今さらその内容について細かい議論をしようとは考えておりません。事実上米の自由化を決定された細川内閣の責任がどのような形でとられるのか、とられないのか、責任問題に絞ってお尋ねをしたいと考えます。

まず、三度にわたる国会決議についてであります。

今回の決定は、明らかに国会決議を無視した決定であります。私は、参議院に当選しましてから七年になります。国会決議というものは、いかなる事情があろうとも、いかなる立場にあろうとも、議院に席がある以上絶対に守らなければならない議員にとっては憲法に等しいものであると考えてまいりました。国民の皆さんもまた同じ気持ちで国会決議を受けとめてこられたはずであります。この三度にわたる国会決議を踏みにじった責任を総理はどのような形でとられるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

その責任は、単なる米問題の責任ではありません。衆参両院の権威を完全に失わしめた責任であります。また、国民の皆さんに国会決議がいかにむなししいものか、信用できないものかということを実事をもって示した責任であります。この責任は、米の自由化賛成、米の自由化反対以前の問題であるという認識に立つてはつきりとした答弁を

求めます。我々議會に對してではなく、細川総理の国会決議に對する認識を國民の皆様にわかりやすく説明を求めるものであります。

自由民主党は、今日まで四度目の国会決議を主張してまいりました。与党の中でも多数の賛成者がありながら、四度目の国会決議はできませんでした。まことに残念であります。三度の国会決議を守るから四度目の必要はないということでありました。しかし、事實は、うそをついているので今さら決議はできないということが真実であつたわけでありました。

総理、国会決議を無視してうそをつくらないなら、なぜ堂々と正直に、三度の国会決議を今回は守ることはできません、それはこういう理由からであります、したがって米の自由化はいたしますと正直に表明されるのが、努力はしましたができませんでしたとうそを言われるよりもまだ親切な政治であつたと思ひます。総理が日ごろおっしゃっている、わかりやすい正直な政治であつたと私は考えております。

この問題は息子や娘の入学試験ではありません。失敗したからもう一度頑張つて六年後にはしっかりやれと言へる問題でないことを、総理ははっきりとこの際認識すべきだと考えております。

総理、あなたは五十五年の決議には参議院議員として参加しておられます。しかし、それはウルグアイ・ラウンドの始まる前でありました。二回

目、三回目には参加をしておられません。前回の衆議院選挙、前回の参議院選挙で初当選された皆さんは、一回も決議には参加しておられないのであります。それゆえにこそ、本気で国会決議を守る気持ちで総理にあるならば、あなたが率先して四回目の決議をすべきだつたのではないのでしょうか。日本国の総理の命がけの決意を世界に示す上でも必要なことであつたと思ひます。はつきりとした答弁を求めます。

四度目の国会決議ができなかつた時点で、既に日本の外交は完全に敗北をいたしております。国会の意識統一ができない国が、事実上三度にわたる国会決議を破棄した国が、激しい外交交渉の中で勝てるはずがございません。子供でもわかることであります。

それがはつきりと証明されたのが、長い間における国会を無視し、国民をだまし続けた秘密交渉が行われてきたという事実であります。内外の新聞で報道されるたびに、私どもは本会議で委員会でこのことをただしてまいりました。総理も農水大臣も、その都度、報道の誤りであり、絶対そういうことはありまじやんと言い続けてまいりました。私たちは、その都度信用をしてきました。国会という公の場での責任ある立場の人の発言だからであります。

この際、はつきりとさせておきたいと思ひます。

外交は国と国とがそれぞれの国益をかけた話し

合ひであります。時には秘密も必要でありました。しかし、秘密外交が許されるのは、それがそのまま日本の、我が国の国益に合致するときのみ許されるべき問題であります。国益を結果として害することに終わった今回の秘密外交は、絶対に許すべからざる行為であります。この際、隣国の大統領が行つたように、正直に国民に断りをし、この責任を明らかにしていただきたいと思ひます。総理のはつきりとした答弁を求めます。

先般、同僚の片山議員の予算委員会における質問から七年目の問題が明らかになりました。日本にとつて何ら得るものはありません。努力の跡など影すら見えない状態です。外国に対するサビスの跡だけが残つておるのが現状であります。こういう重大な問題を何も知らずに役所に任せていたとしたら大変な問題であります。また、知っていたとしたら一体だれとだれとが知つたのか、その存在を明らかにし、その責任を明らかにしていただきたいと思ひます。

昨夜のテレビ報道によりますと、日本において閣議了承が行われる前に現地においては既に決定事項として取り扱われているということでありましたが、一体どういうことになっておりますか、説明を求めます。

次に、羽田外務大臣の派遣についてであります。

最後の一番大事な時期に責任大臣を派遣するかどうか。一度は中止をなさいました。そして

そのとき、今からでは遅過ぎると反対されたと聞いております外務大臣が、自由民主党の要請によって自分で行かなければならなくなった。全く国民から見ればそのような内閣の動きでありました。しかも、与党の首脳の方々は羽田外務大臣の派遣を知らなかったということですから、一体内閣の方針はどうなっているのか全く理解に苦しむものであります。

当然初めから内閣を挙げて現地で最後の努力をするのが本当の姿ではないでしょうか。それができなかったということとは、既にそれまでに秘密交渉によってすべてが決定したというあかしではありませんか。正直な御答弁を求めます。

残念なことではありますが、今朝、細川内閣の名において事実上の米の自由化が閣議了承されました。

私は、それぞれの党の代表からはっきりとした答弁を求めたい気持ちであります。時間の関係から質問の内容は各党に対し同じ気持ちであることを申し上げ、昨日一番苦しい選択をされたであろう社会党を代表して、山花大臣に答弁を求めます。

社会党は、国会決議、八党派合意、特に公党として選挙の公約にはっきりと完全自給を堅持し、農産物の例外なき関税化には絶対に反対するとはっきりと国民の前に表明を続けてまいりました。現在でも党内の多くの同志の皆さんが、公党として公約はあくまでも守るべきだという正しい主張

を続けておられる現状ではございませんか。そういう中で、調停案には反対であるけれども政府の決定はやむを得ない、内閣にとどまり協力するという決定をなされたわけでありました。

まさに国民を裏切り、農民を見捨て、公約を破り、昨日までもに汗した同志を裏切り、政党としての存在をみずから放棄した行為であると言わざるを得ません。

○議長(原文兵衛君) 青木君、時間です。簡単にしてください。

○青木幹雄君(続) 政党として政治家として、国民よりも農民よりも大臣のいすに残ることを選んだ行為ではありませんか。与党第一の社会党の一部は細川政権の一人用人になったと言われても何ら弁解の余地はないと私は考えております。

今回は閣議了解であり、幸か不幸かそれぞれ署名捺印の必要がありませんでした。しかし、いずれはそのときが参ります。そのときにどう対処されるか、あわせてはっきりとした答弁を求めます。

自民党に再び政権を渡すわけにはいかないと、そのために細川内閣に残るんだということを言われておりますが、政権は政党として堂々と政策をもって守るべきものではありませんか。

最後に、私はいろいろな会合で、特に米の自由化反対の会合で与党の皆さんの一部から自民党政権がもし続いていたら同じ道を歩んだはずだという発言を耳にいたします。全く無責任な言い逃れ

であります。自由民主党は決してそういうことはいたしません。

○議長(原文兵衛君) 青木君、時間です。もうやめなさい。

○青木幹雄君(続) 自由民主党はいかなる立場に立とうとも、公約実行を第一にしっかりと国民の皆さんと農民の皆さんとの約束を守っていく責任政党であることをこの際はっきりと申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣細川護国卿登壇、拍手〕

○国務大臣(細川護国卿) 初めに、国会決議に関連してのお尋ねでございましたが、政府としては国会決議の趣旨を体して最大限頑張ってきたところで、今回の調整案は我が国の主張が相当程度反映されているものと繰り返し申し上げておるところでございます。

本調整案の取り扱いにつきましては、こうした事情を十分踏まえながらぎりぎりの検討を行い、まさに身を切られるような思いでその受け入れを決定したところでございまして、ぜひともその点について御理解をいただきたいと存じます。

今後につきましては、農家の方々に不安や動揺を来さないため、万全の国内対策を講じていく考えであり、私を本部長とする関係閣僚による緊急農業農村対策本部を設置いたしました。今後の農政の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますし、国民各層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

四回目の国会決議についてのお話でございましたが、今も申し上げましたように、政府としては国会決議の趣旨、国会決議の趣旨を体して極力頑張ってきたところでございます。今回の調整案はこれまでの決議の趣旨、精神がそれなりに反映されたものである、こう申し上げている次第でございます。四度目の国会決議の件につきましては、国会でお決めになるものでございますから、私から意見を申し上げることは差し控えてさせていただきます。

七年目の問題を知らずに役所任せにしていたのではないかと趣旨のお尋ねでございましたが、骨子につきましては特例措置の適用に当たって代償を払わなければならないという考え方を示しております。その延長線上として、七年目以降の特例措置の継続のためには追加的な譲歩が必要であるとの基本的な考え方にございましては承知をしております。このことを委員会の答弁などでも再々申し上げてきたところでございます。

しかし、このような追加的譲歩という考え方がテキスト案にどのような具体的案文で盛り込まれるかにつきましては、骨子の提示の段階では明らかではなかったということでございます。

私としては、調整案の基本的考えをできるだけ早く国民に明らかにするために調整案の骨子を公表するよう指示したのであります。秘密外交とか役所任せといった御指摘は当たらないと思っております。ただ、説明が不十分でありましたこと

につきましては、改めておわびを申し上げる次第でございます。

それから、一番大切な時期に大臣を派遣しなかったのはなぜかと、こういう趣旨のことでございましたが、十一月月上旬に合意案の修正問題が本格化するに先立ちまして農林水産大臣を欧州に派遣をし、また、最終段階におきまして交渉全体の総合的な調整を行うために外務大臣をジュネーブに派遣をいたしました。いずれも交渉過程の適切な時期をにらんで派遣をしたものでござい

す。

なお、交渉が秘密裏に決着していたということ

はございません。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁をいたします。(拍手)

〔國務大臣山花貞夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(山花貞夫君) 青木議員の御質問は、社会党のガット・ウルグアイ・ラウンドのドゥニ調停案に対する態度決定に関してのものでござい

ました。

承知している事実関係につきましては、先ほど御報告させていただきましたが、社会党はこれまでの方針に照らせば反対であるが、ウルグアイ・ラウンドの成功と連立に参加する立場から総理の方針を了とするものであると承知をしております。

国会決議、八党派合意については、政府としても社会党としても最大限の努力を重ねてきたこと

ろでありますけれども、一定の主張は取り入れられつつも、その趣旨が完全に満たされるときまでは言えないことも反省しつつ、しかし外交交渉でもあり、全体の新しいラウンドの成功や我が国の国際的な位置づけ等に照らして総理の判断をやむなしとしたものであり、同時に農業、農村の再建、振興に全力を尽くすとしたものであると承知をしております。

この社会党の決定については、党内でも多くの厳しい議論を尽くし、大変苦悩を伴ったものであり、国民の皆様のご理解を心からお願いしている次第でございます。

次いで、署名捺印の関係についてもお尋ねをいただきました。内閣におきまして抜本的な国内対策について政府の一員として全力を尽くしていく中で、そうした署名捺印の問題につきましては、内閣の一員としてなすべき義務は当然果たすべきものと考えているところでございます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 林紀子君。

〔林紀子君登壇、拍手〕

○林紀子君 私、日本共産党を代表して、細川内閣が国会決議を踏みにじり、国民への公約を裏切つて、ガットのドゥニ議長調整案を受け入れ、米の自由化に踏み出したこと、また乳製品、でん粉、コンニャクなど二十に上る輸入制限品目の例

外なき関税化受け入れを決定したことに対して、満身の怒りを込めて糾弾し、この決定の撤回を断

固要求するものであります。

政府は、ウルグアイ・ラウンド成功のため、やむを得ない譲歩などと弁解していますが、その実体はアメリカへの屈服以外の何物でもありません。そのことは事の全経過が証明しています。総理は、さきの訪米の際、ウルグアイ・ラウンドの成功をみずからアメリカのクリントン大統領に誓約しました。そして、細川内閣が受け入れを決めた調整案は、十月に対米交渉で秘密合意として報道されていた内容そのものではありませんか。

クリントン政権は軍事面ばかりでなく、経済的にも世界一の地位を確保する野望に燃えています。今回の決定は、このクリントン政権に細川内閣が屈し、日本国民の利益をアメリカに売り渡したことにほかなりません。アメリカへの屈従がどうして国益ですか。何が成功ですか。ウルグアイ・ラウンド成功のためというのは売国の論理ではありませんか。

総理、なぜこのように日本の国益、経済主権を守り通さず、対米追従の卑屈な態度をとるのですか。あなたは、未曾有の冷害に苦しむ農民と米の完全自給、食糧自給率の向上を願う国民の声を踏みにじり、日本の主権と国益を投げ捨ててでもクリントン政権に迎合することのみからの政権の延命を図ろうというのですか。明確な答弁を求めます。

国民の主食である米をどうするかということ

です。各国の経済主権の尊重を前提としたガットのあり方に照らしても、日本は調整案の受け入れを拒否できる権利を持っています。我が国政府がみずから態度を決めることにどの国も干渉できないことは明白ではありませんか。また、我が国に全面自由化を受け入れさせながら、輸出大国のアメリカなどには輸出補助金の温存を認めるなどの不公正をどうして容認するのですか。あわせて答弁を求めます。

米は日本農業の最大の柱です。日本の百五十倍の経営規模を持つアメリカや日本の十分の一以下の賃金で生産されるタイなどの米との競争で耕作経営が成り立たなくなったとき、農家にとって農業で生きるすべは何も残されません。転作しようにも、例外なき関税化ですべての作物が外国産との激しい競争にさらされるのです。

総理、本院はだからこそ、三度にわたって米の国会決議を全会派一致して行ってきたのです。そのうち、一九八四年と一九八八年の国会決議は、国内で完全自給することを政府に対して厳格に求めています。今回の決定がこの国会決議に真っ正面から反することは明白ではありませんか。

総理、本院の決議をないがしろにし、国会と国民を無視した政治的及び道義的責任をどのようにとられるのか、本院に対して明確な答弁を求めるものです。

また、今回の決定は、与党各党の選挙公約にも明白に反するものです。さきの総選挙時には、す

べての政党が米の関税化、自由化受け入れに反対との公約を掲げていました。総理並びに官房長官、政治改革担当大臣、厚生大臣、総務庁長官、このような国民に対する約束を踏みにじった責任を明らかにすべきです。それぞれ明確な答弁を求めます。

社会党が、党としては反対と言いつながら、細川内閣を支えることを理由に閣内にとどまって政府の調整案受け入れ方針を認めたことは、どのような言いわけをしようとも自由化容認の立場への変節にはなりません。みずからの態度と両立したい矛盾に満ちたもの、国民に対する背信と欺瞞だとは考えませんか。社会党の六人の閣僚を代表して山花大臣に答弁を求めます。

また、反対する六人の閣僚がいるということ、は、まさに閣内不統一そのものではありませんか。これで首相として責任が果たせるのですか。総理の答弁を求めます。

外に向かつては米の自由化、そして国内では減反を続ける農政は、日本の農業を滅ぼす道ではないでしょうか。日本が米自由化への道に踏み込んだことによって、アメリカはさらに次々と屈服と追随を押しつけるでしょう。それは自由化された牛肉やオレンドの結果を見るだけでも明らかです。一九九一年に完全自由化となった牛肉は、関税率の低下に伴いアメリカやオーストラリアなどの輸入量が国内生産量に匹敵するまでに急増し、今、和牛や酪農経営に大打撃を与えています。また、

ミカン農家についても同様です。だから、現時点で三十六にも上る道府県議会が米自由化反対の決議や意見書を可決しているのです。

こうしたことは、農産物の関税化がどんなに国内対策を講じようとも我が国の農業に壊滅的な打撃を与えずにはおかないことをはっきりと示しているではありませんか。

また調整案は、関税化猶予の条件として減反を義務づけていますが、減反を続けなければならないので大量の米を外国から輸入しなければならぬのでしょいか。こんなに日本農業を愚弄した話はありません。米を輸入しなくとも自給能力を十分に持つ日本が国内自給の方針を捨て去ることは、人口の爆発的增加と食糧危機の慢性化が予想される中で、アジア、アフリカの諸国民にどのような運命をもたらすのか、あなたはわかっているのですか。細川内閣は国際貢献を唱えながら、国際的背信の道をたどっていると言っても過言ではありません。明確な答弁を求めます。

今、農政に求められていることは、断固とした自由化拒否であり、食糧自給率の向上へ向けた政策的転換であります。減反政策の中止、価格保障の抜本的拡充、家族経営の維持と後継者対策、中山間地への特別措置こそ急務です。明確な答弁を求めます。

ウルグアイ・ラウンドの正式調印は来年の春です。しかも、国会での承認がなければ効力は持ちません。日本共産党は、生産者、消費者とたたき

手を結んで、例外なき関税化反対、ミニマムアクセス拒否のため、最後の最後まで闘い抜くことを表明して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣細川護国寺登壇、拍手〕

○国務大臣(細川護国寺) 日米秘密合意があったのではないかとこの冒頭のお尋ねでございましたが、二国間、複数国間で行っている議論、話し合いは行っておりますが、日米間で合意が成立をしていったというようなことはございません。

なぜ対米追従の卑屈な態度をとるのか、こういう趣旨のお尋ねでございましたが、今回示された調整案は各国の対立する意見を踏まえてでき上がったぎりぎりのものでございまして、国内農業の振興と貿易立国としての我が国の立場などを総合的に判断をいたしました結果、ラウンドの終結を前提として受け入れることとしたところでございまして、そういう御指摘は当たらないと考えております。

ガットの機構についての関連してお尋ねでございましたが、ガットは申すまでもなく国際自由貿易体制の大きな柱であって、関税、非関税障壁の撤廃を目指して自由化を促進するための枠組みでございます。このような機構におきまして、国際協力を促進し、一方的な措置や保護主義的な措置を防止することが大切であって、各国ともそのような目的のために協力することが期待されているものと認識をしているところでございます。

日本には全面自由化を強制しながらアメリカには輸出補助金の温存を認めるといったような不正があるではないか、こういう趣旨でございまして、我が国はラウンドの交渉におきましてかねてから輸出国と輸入国とのバランスの問題を指摘してきたところで、今回の調整案はいろいろな条件はついておりますものの、関税化の例外措置が認められたものと考えているところでございまして。

他方、輸出規制についての一定の規律が新たに導入されているほか、輸出補助金につきましましては、従来規律が課せられていなかったところに新たに一定の規律を課することになる見込みで、輸出国と輸入国のバランスの改善が見られると考えております。

調整案と六十三年参議院の国会決議についての趣旨、精神に沿うようにこれまで積み上げてきた交渉の結果でありまして、我が国の主張が相当程度反映されているものと考えているところでございます。

調整案の受け入れと八党派合意についてのお尋ねでございますが、政府としては国会決議それから八党派合意の趣旨を体して最大限頑張ってきたところで、その結果が今回の調整案に反映されていると考えております。

本調整案につきましては、ラウンドの交渉の成功、自由貿易体制の維持強化といった観点からそ

の受け入れを政府として決定したところで、ぎりぎりの決断であったことをぜひ御理解をいただきたいと存じます。

閣内不統一ではなかったかということですが、きょう未明の閣議におきまして外務大臣そして私自身から今回の調整案を受け入れたい旨の方針を御説明申し上げ、これについて内閣として最終的に異議なく了承することになったものでございまして、閣内不統一はございません。

調整案の受け入れと日本の国益ということについてのお尋ねでありますが、今回の調整案は、繰り返し申し上げますように、我が国の主張に相当程度配慮がなされているものであるというふうに受けとめております。

この調整案につきましては、第一に、ガットのもとでの自由貿易体制の中で現在の経済的な発展を実現した我が国にとりまして、目前に迫った交渉の成功裏の終結のために応分の貢献を果たすということは我が国の国際的な責務であるということ。それからまた、第二に、我が国が調整案を受諾しなかった場合には、ラウンドが崩壊をし、各国の保護主義を助長し、我が国経済の存立の基盤が危うくなるといったようなことなど、将来にわたる国益を考えまして受け入れの決断をした次第でございします。

日本が米の輸入国になることは飢餓の輸出につながるのじゃないか、こういう趣旨のお尋ねでございしますが、米の生産調整につきましては、依然

として潜在的な生産力が需要を上回っている状況のもとで、今後とも引き続き実施をしていく必要があると考えております。

今回の調整案の受け入れに伴うミニマムアクセスの実施に当たりましては、世界の米の貿易の実情に十分配慮して慎重に対応することが必要であると認識をしておりますが、国際相場などの貿易関係に及ぼす影響にも十分配慮しながら適切な輸入が進められるように留意をしなければならぬまいと思っております。

調整案受け入れの撤回についてでございますが、もちろんこの今度の調整案につきましては我が国の主張のすべてが取り入れられているわけではございませんけれども、先ほども申し上げましたように、ラウンドの交渉の成功、ひいては世界経済の発展と自由貿易体制の維持強化によってもたらされる国民的な利益という観点からぎりぎりの決断を下さざるを得なかったということでございます。

今後、新たな国境措置のもとにおいて一段と我が国の農業は厳しい環境に置かれることになるわけでございますが、農家の方々に不安や動揺を来さないためにもできる限りの国内対策を講じますとともに、我が国の農業の体質が強化されるように今後できる限りの努力を惜しまない決意でございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣武村正義君登壇、拍手〕

○国務大臣(武村正義君) あらゆる外交の場で例外なき関税化に粘り強く堂々と反対し続け、まさに先進国の中では日本の米のみにその例外を認めさせることができたのでありますから、いわゆる入党派合意、ウルグアイ・ラウンドの成功と例外なき関税化に反対するという入党派合意をどうか貫くことができたと考えております。(拍手)

〔国務大臣山花貞夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(山花貞夫君) 林議員からは二点御質問いただきました。

まず初めは、調整案受け入れ、公約、入党派合意に関する部分でございます。

社会党が真剣かつ慎重な多くの党内論議を踏まえ、村山委員長が委員長の取りまとめとして、調整案についてはこれまでの社会党の方針に照らせば反対だが、ウルグアイ・ラウンドの成功と連立政権に参加する立場から総理の方針を了とせざるを得ないとして、これからの日本の農業の再建に全力を尽くす決意を表明していることにつきまして、先ほど来御報告しているとおりでございます。

ウルグアイ・ラウンドの成功、例外なき関税化反対という連立の合意そのものだけではなく、その背景となっている国会の決議の趣旨などを考えれば、広い意味でその覚悟を完全に満たしているかということについては反省すべき点があると考えております。

しかしながら、連立政権にあって各党が国民の前でぎりぎりのところで開かれた論議を行い、連立各党、内閣の合意が形成されていくことは連立政権のあり方として当然であり、今回も連立与党内でそうした努力の上での意見の一致を見たことをどうか御理解いただきたいと考えます。

次の国会決議、入党派合意の合意につきましては、政府としても社会党としても最大限の努力を重ねてきたところではありますけれども、一定の主張は取り入れられつつも、その趣旨が完全に満たされたところまでは言えないことを反省しつつ、しかし外交交渉であり、全体の新ラウンドの成功や我が国の国際的な位置づけ等に照らして総理の判断やむなしとしたことにつきまして、先ほど来御報告しているとおりでございます。同時に、これからの農業の再建、農村の振興のために内閣の中において全力を尽くしたいと考えております。

こうした立場での党の決定につきましても先ほど来御報告したとおりでございます。どうか皆様の御理解のほどを心からお願ひ申し上げる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣石田幸四郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(石田幸四郎君) 林議員にお答えを申し上げます。

調整案受け入れは総選挙での公約、入党派合意にも反するのではないかと御質問でございしました。

先ほどお初めにお答えを申し上げたわけでございますが、私たち公明党はウルグアイ・ラウンドの農業分野での合意を受け入れることを決定したわけでございますが、その第一の理由は、ウルグアイ・ラウンドの成功は自由貿易を守るために極めて重要であり、貿易立国としての宿命的な立場にある我が国はこの妥結に最大の努力をしなければならぬ、このように判断をいたしたところでございます。

また、第二に、米に関しドゥニ議長の調停案は、六年間は非関税、六年後の終了時までには再交渉となっておりまして、これによって関税化の阻止が確保された、この点は評価できるものであるというふうに考えておるわけでございます。同時に、ミニマムアクセスはその代償措置として認識すべきであり、一〇〇%の成果ではないにいたしましても、大筋において入党合意や選挙公約に反するものではない、このように考えておるところでございます。

また、こういった事態にかんがみまして、日本の農業の再生、全力を挙げて政府・与党一体となつて努力をしていかなければならない問題であることは申し上げるまでもないわけでございます。また、乳製品あるいはその他の農産品に対しても、これは積極的にできるだけの対策を打って生産者に安心できる道を明確に示していかねばならない、このように考えているところでございます。

以上、答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣大内啓伍君登壇、拍手〕

○国務大臣(大内啓伍君) 林議員にお答えをいたします。

まず、入党間で合意されたものは、一つはウルグアイ・ラウンドについてはこれを成功させなければならぬ、二つには例外なき関税化には反対するという二点でございます。したがって、入党間合意では今回のドゥニ調整案に示されたミニマムアクセスには直接触れておりませんが、といってそれを初めから容認したものではないと理解をいたしております。

しかし、その後、ウルグアイ・ラウンド交渉の中で農産物についての各国の合意が急進展いたしました、例外なき関税化の適用を六年間暫予されるかわりにミニマムアクセスを受け入れることが必要な事態が生まれて、日本を除くすべての国々が農産物について合意に達する状況が発生した中で、我が国がひとりそれを拒否して国際的に孤立化する道を歩むことが国益を守ることになるのかという新しい事態に直面したわけでございます。

ミニマムアクセスを受け入れることは、入党間の合意並びに我が国がかねてから主張してきた米の自由化反対という国民への公約を完全に履行することにはなりません。日本としては、この際、国

際的に孤立化する道を回避する道を選ぶことが広い意味で我が国の国益に沿うものであるという認識に立ち、まことに苦しい思いでこれを受け入れることとしたわけでありまして。

当面、例外なき関税化を回避し得たとはいっても、公約を完全に履行できなかったことについては、国民の皆様には率直におわびしたいと思っております。

この上は、日本農業の厳しい状況を踏まえて、日本農業の安定と発展のために、強力な施策を講ずるよう全力を傾注してまいりたいと思う次第でございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 先ほどの青木幹雄君の発言につきまして、速記録を調査の上、議長において適切な措置をとります。

これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、齒科技工法の一部を改正する法律案(厚生委員提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。厚生委員長会田長栄君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔会田長栄君登壇、拍手〕

○会田長栄君 ただいま議題となりました齒科技工法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

齒科技工士は齒科医師の指示のもとに義歯等の齒科技工物を作成することにより、齒科医療の普及及び向上に寄与しており、本格的な高齢化社会を迎え、今後その役割は一層大きくなるものと考えられます。

こうした中で、社会からの多様な要請に十分対応できるよう、齒科技工に関する技術水準を一層高めていくとともに、齒科技工水準の向上に貢献する人材をより多く育成していくことが重要であります。

このため、文部大臣の指定する学校を齒科技工士の養成課程の一つとして位置づけることにより、短期大学等における教育・研究施設の設置への道を開くとともに、法律の題名を改めることとし、法律案を提出した次第であります。

改正の内容は、法律の題名を齒科技工士法に改めるとともに、齒科技工士試験を受験できる者として、文部大臣の指定する齒科技工士学校を卒業した者を加えることとするものであります。なお、この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行することとしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上であります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

議員
野間 赴君 服部三男雄君
松谷蒼一郎君 矢野 哲朗君
南野知恵子君 楳崎 泰昌君
佐藤 泰三君 佐藤 静雄君
河本 三郎君 合馬 敬君
鹿熊 安正君 片山虎之助君
鎌田 要人君 木暮 山人君

清水嘉与子君	尾辻 秀久君	木宮 和彦君	浦田 勝君	一井 淳治君	渡辺 四郎君
石渡 清元君	石川 弘君	小野 清子君	斎藤 文夫君	菅野 久光君	前畑 幸子君
井上 章平君	陣内 孝雄君	松浦 孝治君	石井 道子君	角田 義一君	上野 雄文君
二木 秀夫君	野沢 太三君	守住 有信君	青木 幹雄君	瀨上 貞雄君	糸久八重子君
宮崎 秀樹君	大浜 方策君	上杉 光弘君	佐々木 満君	小川 仁一君	本岡 昭次君
岡野 裕君	竹山 裕君	倉田 寛之君	久世 公麿君	梶原 敬義君	浜本 万三君
柳川 覺治君	大塚清次郎君	永田 良雄君	松浦 功君	大森 昭君	鈴木 和美君
斎掛 哲男君	田辺 哲夫君	岡部 三郎君	板垣 正君	及川 一夫君	志苦 裕君
西田 吉宏君	林 寛子君	斎藤 十朗君	平井 卓志君	矢田部 理君	青木 薪次君
石井 一二君	村上 正邦君	鈴木 省吾君	坂野 重信君	峰崎 直樹君	今井 澄君
森山 眞弓君	宮澤 弘君	下条進一郎君	北 修二君	川橋 幸子君	風間 昶君
吉川 芳男君	大木 浩君	井上 裕君	前田 敷男君	荒木 清寛君	喜岡 淳君
田沢 智治君	世耕 政隆君	井上 孝君	紀平 悌子君	西野 康雄君	阪 正敏君
野末 陳平君	井上 吉夫君	新間 正次君	岩崎 昭弥君	村田 誠靜君	山下 栄一君
遠藤 要君	林田悠紀夫君	中尾 則幸君	栗原 君子君	横尾 和伸君	北村 哲男君
沢田 一精君	伊江 朝雄君	安恒 良一君	椎名 素夫君	日下部橋代子君	吉田 達男君
岩崎 純三君	大河原太一郎君	大脇 雅子君	薬科 満治君	白浜 一良君	武田 節子君
山本 富雄君	吉村剛太郎君	上山 和人君	三重野榮子君	浜四津敏子君	会田 長栄君
太田 豊秋君	笠原 潤一君	谷畑 孝君	山田 健一君	清水 澄子君	三石 久江君
溝手 顯正君	狩野 安君	種田 誠君	岩本 久人君	野別 隆俊君	木庭健太郎君
加藤 紀文君	阿 利定君	肥田美代子君	堀 利和君	中川 嘉美君	猪熊 重二君
上野 公成君	関根 則之君	櫻井 規順君	西岡瑠璃子君	刈田 貞子君	山口 哲夫君
前島英三郎君	須藤良太郎君	三上 隆雄君	堂本 曉子君	山本 正和君	細谷 昭雄君
成瀬 守重君	野村 五男君	森 暢子君	深田 肇君	稻村 稔夫君	片上 公人君
星野 朋市君	大島 慶久君	國弘 正雄君	谷本 嶺君	常松 克安君	牛嶋 正君
坪井 一字君	真島 一男君	庄司 中君	菅野 壽君	統 訓弘君	佐藤 三吾君
中曾根弘文君	鈴木 貞敏君	篠崎 年子君	大瀨 絹子君	松前 達郎君	穂山 篤君
下稻葉耕吉君	志村 哲良君	竹村 泰子君	千葉 景子君	村沢 牧君	及川 順郎君

広中和歌子君	中西 珠子君
田 英夫君	安永 英雄君
瀬谷 英行君	久保 亘君
大久保直彦君	和田 教美君
高桑 栄松君	黒柳 明君
山崎 順子君	鈴木 栄治君
西川 潔君	西山登紀子君
寺澤 芳男君	小島 慶三君
河本 英典君	直嶋 正行君
島袋 宗康君	高崎 裕子君
武田邦太郎君	萩野 浩基君
釘宮 磐君	江本 孟紀君
青島 幸男君	林 紀子君
井上 哲夫君	乾 晴美君
北澤 俊美君	泉 信也君
長谷川 清君	喜屋武眞榮君
下村 泰君	吉川 春子君
栗森 喬君	小林 正君
平野 貞夫君	田村 秀昭君
寺崎 昭久君	足立 良平君
有働 正治君	橋本 敦君
池田 治君	笹野 貞子君
永野 茂門君	松尾 官平君
勝木 健司君	古岡 吉典君
市川 正一君	星川 保松君
古川太三郎君	中村 鋭一君
磯村 修君	井上 計君

國務大臣

吉田 之久君	山田 勇君
陸海 弘君	立木 洋君
上田耕一郎君	

内閣総理大臣

細川 護熙君

外務大臣

羽田 孜君

厚生大臣

大内 啓伍君

農林水産大臣

畑 英次郎君

國務大臣

武村 正義君

(内閣官房長官)

石田幸四郎君

國務大臣

山花 貞夫君

(政治改革)

政府委員

農林水産省経済局長 眞鍋 武紀君

議長の報告事項

去る十一月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

島袋 宗康君 下村 泰君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号) 地方行政委員会に付託

平成五年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(閣法第一六号)

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案(閣法第一七号)

大蔵委員会に付託

平成五年度一般会計補正予算(第二号)(閣予第一号)

平成五年度特別会計補正予算(特第二号)(閣予第二号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第二号)(閣予第三号)

予算委員会に付託

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員紀平悌子君提出国民医療に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員立木洋君提出核兵器廃絶に関する質問(答弁することのできる期限 十二月七日)

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定

に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了による再任) 佐藤 一男

(同日任期満了の宮永一郎の後任)

(同日任期満了による再任) 住田 健二

(同日任期満了による再任) 内藤 奎爾

同日内閣から、左記の者を科学技術会議議員に任命したので、科学技術会議設置法第七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了による再任) 大澤 弘之

(同日任期満了の森井清二の後任)

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月二十九日任期満了による再任) 植松 敏

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査委員会に任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律第十三條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

官 報 (号 外)

記

(十二月二十四日任期満了による再任)

入山 文郎

(同日任期満了の出原孝夫の後任)

加藤 陸美

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査委員会に任命したので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了の野田愛子の後任)

梅田 晴亮

(同日任期満了の小野義秀の後任)

堀 雄

同日内閣から、左記の者を社会保険審査委員会に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了による再任)

古賀 章介

(同)

三橋 昭男

同日内閣から、左記の者を漁港審議会委員に任命したので、漁港法第九條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月四日死亡の畑中一の後任) 齋藤禮次郎

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命

したので、運輸省設置法第九條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了による再任)

石山 陽

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近く辞任予定の吉末幹昌の後任)

小林 哲一

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したので、放送法第十六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十一日任期満了による再任)

草柳 大蔵

(同)

中村 紀伊

(同日任期満了の石井幹子の後任)

中村 桂子

同日内閣から、左記の者を労働保険審査委員会委員に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了の志賀殿の後任)

加藤 繁夫

(同日任期満了の仙田明雄の後任)

川西 利興

同日本院は、原子力安全委員会委員に佐藤一男君、住田健二君及び内藤奎爾君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、科学技術会議議員に大澤弘之君及び熊谷信昭君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に植松敏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会委員に入山文郎君及び加藤陸美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査委員会委員に梅田晴亮君及び堀雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査委員会委員に古賀章介君及び三橋昭男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、漁港審議会委員に齋藤禮次郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に石山陽君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、航空事故調査委員会委員に小林哲一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に草柳大蔵君、中村紀伊君、中村桂子君及び松山公一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査委員会委員に加藤繁夫君及び川西利興君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る三日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

峰崎 直樹君

渡辺 四郎君

山口 哲夫君

薬科 清治君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(交通安全対策特別委員長提出)(衆第一〇号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

東京電力福島第一原発2号機の緊急炉心冷却装置作動事故に関する質問主意書(会田長栄君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員立木洋君提出核兵器廃絶に関する質問に対する答弁書

去る六日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

山口 哲夫君 渡辺 四郎君
薬科 満治君 峰崎 直樹君

同日衆議院において選任した理事は次のとおりである。

政治改革に関する特別委員会

理事 平野 貞夫君 (寺澤芳男君の補欠)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

東京電力福島第一原発2号機の緊急炉心冷却装置作動事故に関する質問主意書(会田長栄君提出)

去る八日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

広島県選出(十二月七日当選)

清手 照正君 (藤田雄山君の補欠)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

岩崎 純三君 大塚清次郎君
林田悠紀夫君 浦田 勝君
上田耕一郎君 西山登紀子君

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号) 地方行政委員会に付託

平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(閣法第一六号)

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案(閣法第一七号)

大蔵委員会に付託

平成五年度一般会計補正予算(第二号)(閣予第一号)

平成五年度特別会計補正予算(特第二号)(閣予第二号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第二号)(閣予第三号)

予算委員会に付託

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

大島 慶久君 清水嘉与子君
斎藤 文夫君 宮崎 秀樹君
野間 赴君 佐藤 静雄君
星野 朋市君 尾辻 秀久君

松浦 孝治君 大木 浩君
北澤 俊美君 釘宮 磐君
西山登紀子君 吉川 春子君

決算委員

辞任

補欠

議院運営委員

佐藤 静雄君 野間 赴君

大木 浩君 松浦 孝治君

懲罰委員

辞任

補欠

釘宮 磐君 北澤 俊美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

志苦 裕君 糸久八重子君

同日国立国会図書館長から、国立国会図書館法六条の規定による平成四年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告を受領した。

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

下稲葉耕吉君 永田 良雄君
釘宮 磐君 北澤 俊美君
吉川 春子君 有働 正治君

決算委員

辞任

補欠

懲罰委員

辞任

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員会田長栄君提出東京電力福島第一原発2号機の緊急炉心冷却装置作動事故に関する質問(答弁することのできる期限 平成六年一月三十一日)

同日内閣から、次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
旧軍港市転換事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

平成五年十二月十四日 参議院會議録第九号 議長の報告事項 齒科技工法の一部を改正する法律案

熱海國際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告
告書

横浜國際港都建設事業進捗状況報告書

神戸國際港都建設事業進捗状況報告書

奈良國際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都國際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江國際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

芦屋國際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山國際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告
告書

輕井沢國際観光文化観光都市建設事業進捗状況
報告書

昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

吉岡 吉典君

林 紀子君

農林水産委員

辞任

補欠

林 紀子君

吉岡 吉典君

予算委員

辞任

補欠

浦田 勝君

吉村剛太郎君

大河原太一郎君

矢野 哲朗君

大塚清次郎君

清水 達雄君

永田 良雄君

下稲葉耕吉君

喜岡 淳君

肥田美代子君

山口 哲夫君 日下部徳代子君
有働 正治君 西山登紀子君

決算委員

辞任

補欠

清水 達雄君

大塚清次郎君

下稲葉耕吉君

永田 良雄君

矢野 哲朗君

大河原太一郎君

議院運営委員

辞任

補欠

吉村剛太郎君

浦田 勝君

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省経済協
力局長平林博君の第百二十八回国会政府委員を免
じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の
者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること
を承認した。

外務省経済協力
局長事務代理 上田 秀明君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済協力局
長事務代理上田秀明君(同日議長承認)を、第百二
十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領
した。

本日委員長から次の議案が提出された。

齒科技工法の一部を改正する法律案(厚生委員
長提出)(参第六号)

齒科技工法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成五年十二月十四日

提出者

厚生委員長 会田 長栄

参議院議長 原文兵衛殿

齒科技工法の一部を改正する法律

齒科技工法(昭和三十年法律第百六十八号)の一
部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

齒科技工法

第十四条第三号中「前三号」を「前三号」に改め、
同条を同条第四号とし、同条中第二号を第三号と
し、第一号を第二号とし、同条に第一号として次
の一号を加える。

一 文部大臣の指定した齒科技工士学校を卒業
した者

第十六条を次のように改める。

(省令への委任)

第十六条 この章に規定するもののほか、試験科
目、受験手続その他試験に関し必要な事項及び
第十四条第一号又は第二号に規定する齒科技工
士学校又は齒科技工士養成所の指定に関し必要
な事項は、省令で定める。

第二十七条第四項中「前二条」を「第二十四条又
は第二十五条」に、「附して」を「付して」に改め
る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十
日を経過した日から施行する。

(齒科技工法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 齒科技工法の一部を改正する法律(昭和
五十七年法律第一号)の一部を次のように改正
する。

附則第二条中「改正後の齒科技工法(以下「新
法」という。)」を「齒科技工法の一部を改正する
法律(平成 年法律第 号)」による改正後の
齒科技工法に、「新法第十四条第一号に規定
する」を「同法第十四条第一号又は第二号に規定
する齒科技工士学校又は」に改める。

附則第三条中「新法」を「改正後の齒科技工法
(以下「新法」という。)」に改める。

(地方自治法の一部改正)
第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(三十六の二)及び別表第四第一
号(十六の五)中「齒科技工法」を「齒科技工法」に
改める。

(外国医師又は外国齒科医師が行う臨床修練に
係る医師法第十七条及び齒科医師法第十七条の
特例等に関する法律の一部改正)

第四条 外国医師又は外国齒科医師が行う臨床修
練に係る医師法第十七条及び齒科医師法第十七

条の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条（見出しを含む。）中「歯科技工法」を「歯科技工士法」に改める。

国民医療に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成五年十一月八日

紀平 餅子

参議院議長 原 文兵衛殿

国民医療に関する質問主意書

自民党単独の長期政権は政・官・財界の癒着を産み、経済優先の路線を固定させた。このことは、一方では日本を経済大国に押し上げたが、他方、医療・福祉などの社会保障はなおざりにされた。それは政府予算に占める社会保障費の割合に明瞭に現れている。それにもかかわらず、日本の国民医療は高い水準を保ち、平均寿命世界一を維持し続けてきたが、これは医療関係者の努力に負うところが大きい。しかし、一九八〇年代からの度重なる低医療費政策による医療の歪みは、関係者の努力で補える範囲を超え、世界に誇ってきた日本の医療はまさに崩壊しつつある。

しかも、診療報酬等を決定する中央社会保険医療協議会や、公的医療保険の役割等を検討する医療保険審議会など、社会保障の方向を左右する会議は非公開で、国民の目の届かないところで重要な事項が決定されているため、国民の多くはなぜこのような事態になってきたかわからないでいる。今後はこれらの会議は公開し、国民の監視のもとに社会保障のあり方を決定して行くべきであると思われ。この度、細川新政権が誕生し、「消費者、生活者の利便の向上に直接つながるものを重点的に整備する」との首相の所信表明がなされた。現在のところ、社会保障政策について前政権と目立った違いは見られないが、生活者の利便の向上に直接つながる医療・福祉に関して、今後の具体的施策が期待される。

このほど中央社会保険医療協議会の診療報酬基本問題小委員会から、診療報酬体系の諸問題につき検討した結果が報告された。新政権の医療政策もこの報告を踏まえたものになるであろうが、私は診療報酬体系につき強い関心を持っており、前政権には三回にわたり質問主意書を提出した。診療報酬や医療政策につき新政権の方針を知りたく、以下、再度質問主意書を提出するものである。

一 国民医療費について

(1) 現在の国民医療費は国民所得の伸びを超えないようにとの枠がはめられているが、医療費というものは本来あるべき医療の姿があつて、その医療を行う為のコストから医療費が決められるべきであり、先に医療費の枠が決ま

まっているのは本末転倒ではないかと思うがどうか。

(2) 医療費は人口増、高齢化、医療の進歩等により毎年国民所得の伸びに近い自然増があるが、これは医療従事者の所得の伸びを現すものではない。医療従事者の所得を増やすのは診療報酬の引き上げであり、国民医療費の伸び率は国民所得の伸び率以下に抑えようとする診療報酬の引上率はごく僅かとなって、医療従事者の所得の伸びは国民所得の伸びを常に大きく下廻ることになる。医療従事者の所得の伸びも、国民所得の伸びに達するように配慮すべきではないか。

(3) 戦後我が国は低医療費政策をとり、政府予算に占める医療費などの社会保障費の割合は先進諸外国に比べ極端に少ない。例えば、一九八九年の各国政府予算に占める社会保障費はアメリカ二九・三パーセント、イギリス四・八パーセント、スウェーデン五五・九パーセント、旧西独四九・四パーセント、イタリア三八・六パーセント等だが、日本は一八・〇パーセントに過ぎない（世界国勢図会より）。その上、近年の政府予算では医療費における国庫負担率が低下し続けており、「生活大国」を目指す我が国としては、医療費などの社会保障費をもっと増額すべきではないか。

二 診療報酬改定について

(1) 平成四年の診療報酬改定は、医科で五パーセントのアップ（薬価改定の影響を考慮すると平均二・五パーセントのアップ）に留まった。一方、老人保健医療施設療養費は一・二パーセントのアップだが、それぞれ五パーセント、一・二パーセントという数字が出た根拠となった資料を公開し、その算定式を示して頂きたい。

(2) 診療報酬や国民医療保険などに関する改定は国民の医療や福祉の内容を決定する重要な事柄であるから、改定内容はあらかじめ公開すべきではないか。

三 国民健康保険について

(1) 国民健康保険（以下「国保」という。）には我が国人口の三分の一が加入しているが、その七〇パーセント以上の世帯が年間所得二〇〇万円以下である。そして保険料の生計に占める割合は低所得ほど高くなる逆進性になっており、熊本市の場合、四人家族で生活保護と同じ年間所得二六三万円があると、国保料は三〇万二六九〇円にもなる。これで家族に病人でも出ると、医療費の三割を負担しなければならず、保険料の支払いは困難となり、保険証未交付となって国民皆保険が崩壊していくおそれがある。保険料が高額に及んだのは一九八四年の国保への国庫補助の削減に起

因しているが、今後、国保への国庫補助を増額する考えはないか。

(2) 「地域差調整システム」により「基準医療費」を超えた場合、その超えた医療費に対しては国庫補助がなくなるため、市町村では医療費を削減することに努力している。その結果、国保医療費の平均値が下がり、「基準医療費」も前年より下がって更に医療費削減を強いられるという螺旋状の状況が生じ、必要な医療も行なわなくなるおそれがある。「地域差調整システム」をやめる考えはないか。

四 老人医療について

(1) 老人は有病率が高いがその割に自覚症状に乏しく、知らぬ間に病気が進行してしまうことが多い。これを防ぐには定期的に医療機関で受診することが必要であるが、一部負担金の相次ぐ値上げがこれを妨げており、老人の外來受診料の一部負担金を引き下げる必要があると思うがどうか。

(2) 老人も一般患者と同様に急性疾患に罹患するが、その場合、合併症を起こさぬように一般患者以上に細心の注意が必要である。従って、急性疾患の老人の患者を多く入院させている病院はそれだけきめ細かな医療を要求される訳であるが、六五歳以上の患者が六〇パーセント以上いる病院は、その内容を問わず機械的に老人病院として入院料を削減しているのは問題である。老人の患者が多くて

も、主として急性疾患を扱い、老人病院への移行を望まない病院は、一般病院として認めてよいのではないか。

(3) 老人は血管が脆く、点滴はやりにくい事が多い。然るに、入院患者の点滴手技料が一般患者の七五点に対し老人は二〇点（入院期間が一年を超えると一〇点）と安くなっているのは不合理である。ここで老人の場合の手技料は入院時医学管理料に含まれるという説明では老人の入院時医学管理料は一般患者より安いので納得が難しい。老人の点滴手技料は、一般患者と同じか、むしろ一般患者より高く設定すべきではないか。

(4) 老人の入院患者の尿や血液の簡単な検査が入院時医学管理料に含まれ、事実上算定できないことや、同じ処置をしても一般患者より点数が安く設定されていることは、老人に対する一種の差別であり、老人患者と一般患者の点数の差は撤廃すべきと考えるがどうか。

五 有床診療所について

(1) 有床診療所では法的には看護婦がいなくてもよいことになっており、現在の看護料もその前提のもとに安く設定されているが、平成二年一〇月一日の調査では有床診療所の一病床当たりの看護職員（看護婦・准看護婦・助産婦等有資格者）の数は〇・三人であり、病院の標準を上回っている。その事実を前提として、有床診療所でも看護職員の数に応じて

看護料を評価する考えはないか。

(2) 有床診療所でも、基準に合った寝具を提供した場合は基準寝具料を、栄養士の管理のもとに基準に合った給食を提供した場合は基準給食料を認めるべきと考えるがどうか。

(3) 有床診療所では職住が近接しており、同じ医師が常時患者を管理しているという安心感がある。しかし、医学管理料は病院の半分以上に抑えられているのは不合理である。有床診療所の医学管理料を引き上げるべきではないか。

六 看護婦・准看護婦について

(1) 看護婦・准看護婦は夜勤など苛酷な勤務状況にかかわらず、それに見合うだけの給与がないため、せっかくの資格を持ちながら離職する者が多い。看護婦・准看護婦に十分な給与を保証できるよう、診療報酬を引き上げる考えはないか。

(2) 看護婦・准看護婦は全国的に大幅に不足している。厚生省は老人病院や療養型病床群を設け、看護の基準を下げ、代わりに無資格の「介護人」を導入し、看護婦・准看護婦の不足を見かけ上無くそうと努めているが、これは看護の質を低下させる危険な政策と思われる。根本的には看護婦・准看護婦の数を増やさなければならぬが、その養成施設のほとんどは民間で、国立の施設は一二パーセントに過ぎない。国立の看護婦・准看護婦養成施設を増やすか、民間施設への補助を大幅に増やす考えはないか。

設を増やすか、民間施設への補助を大幅に増やす考えはないか。

(3) 准看護婦は相当の経験を積み、看護職としての実力をつけても管理職になりにくい。准看護婦が一定の経験を積んだ後、資格試験を受けて看護婦になれる制度を作る考えはないか。

七 薬価について

(1) 我が国の薬価が原価に関係なく、類似薬効を持つ薬の価格などを参考に決められていることは合理的でない。薬価は原価をもとに決定すべきではないか。

(2) 平成四年の薬価改定から医療機関への薬の納入価格は原則として薬価の八五パーセントとなり、従来の納入額の平均より八パーセント高く、医療機関の経営を大きく圧迫している。この様な統一納入額は、メーカーの利益を守るだけで競争の原理も市場の原理も働かず、独占禁止法に触れる疑いもあるが、現行の建値制度を見直す考えはないか。

(3) 複数の病気を持つ患者が一〇種類以上の薬を必要とすることは珍しくない。その際、患者が二つの医療機関から併せて一〇種類以上の薬を投薬されても、各医療機関の請求に減点はないのに、同じ種類の薬を一つの医療機関で出せば一〇パーセント減点されるのは不合理である。一〇種類以上の投薬への減点はやめるべきではないか。

八 給食について

(1) 入院患者の給食を保険の対象から外すという案があると聞くが、給食は腎臓病、糖尿病などの特別食は勿論、一般食でも栄養のバランスを考慮したもので、なんらかの障害があるために入院している患者にとってその価値は大きく、医療の一環として引き続き保険給付の対象にとどめるべきと思うがどうか。

(2) 給食を保険の対象から外せば、患者の自己負担が増加し、低所得者では負担に耐えられず入院を止めざるを得ない場合も出てくると予想される。これは全ての人の健康を保障することを謳う憲法第二五条に反するのではないか。

(3) 現在の給食費一日三食一四二〇円では、良質な給食を提供するのは困難であり、その適正な引き上げを検討すべきと思うがどうか。

九 歯科診療について

(1) 歯科も眼科における眼科・耳鼻科のごとく人体の一部を専門に診療しつつ、常に患者の全身に配慮しているが、診療料は眼科に比べて不当に安いと思われる。歯科の初診料・再診料を眼科並みに引き上げるべきではないか。

(2) 現在の義歯の作成料では到底良質な義歯は作れないが、これを大幅に引き上げ、老人の歯科医療の水準を向上させるべきと考えるがどうか。

(3) 現在の歯科処置では、タービンに微量の血液が吸引され、これが次の患者に噴射されて肝炎やエイズ感染をひきおこす可能性がある。この防止には器具類の完全消毒が必要だが、そのコストは患者一名当たり約三〇〇〇円といわれている。歯科医療における安全確保のため、器具消毒料を新設する必要があるか。

一〇 院内感染について
最近、MRSA・エイズなど新しい感染防止策の必要な病原が出現しているが、感染対策としての診療報酬上の規定がないことが、感染防止策の普及を困難にしている。MRSAやエイズなどへの感染防止策を診療報酬で評価すべきと考えるがどうか。

平成五年十一月三十日
内閣総理大臣 細川 護熙
参議院議長 原 文兵衛殿
参議院議員紀平梯子君提出国民医療に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紀平梯子君提出国民医療に関する質問に対する答弁書

一の(1)について
すべての国民が安心して良質かつ適切な医療を受けることができるよう、必要な医療を確保

していかねばならないものであり、人口の高齢化や医療技術の高度化等に伴い、今後とも医療費の増加は避けられないものと考えている。しかし、こうした中で国民の負担が過大なものとならないよう、診療報酬の合理化や診療報酬明細書の審査の充実等医療費の適正化対策を図ることにより、その伸びを社会経済の実勢に見合っただけにしておくことが必要であると考えている。

診療報酬改定に当たっては、医療経済実態調査により医療経営の実態を把握し、物価及び賃金の動向など医療を取り巻く諸状況を総合的に勘案するとともに、中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)の審議を踏まえ、人件費を始め必要な経費が確保されるよう努めてきたところである。

一の(2)について

診療報酬改定に当たっては、医療経済実態調査により医療経営の実態を把握し、物価及び賃金の動向など医療を取り巻く諸状況を総合的に勘案するとともに、中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)の審議を踏まえ、人件費を始め必要な経費が確保されるよう努めてきたところである。

一の(3)について

従来から必要な社会保障関係予算の確保に努めてきたところであるが、二十一世紀の本格的な高齢社会の到来を目前に控え、将来にわたり公正で効率的な社会保障制度が確保できるよう、今後とも、医療関係予算を含め必要な社会保障関係予算の確保に努めてまいりたい。

二の(1)について

平成四年四月の診療報酬改定については、平成四年八月、同年十一月及び平成五年五月の御質問に対する答弁書で述べたとおり、物価及び

賃金の動向等を総合的に勘案するとともに、中医協の審議を踏まえ、行ったものである。また、老人保健施設療養費の額の改定についても、同様である。

これらの改定を行う上で資料とした医療経済実態調査等については、その結果を取りまとめた上で、公開しているところである。

二の(2)について

診療報酬の改定及び医療保険制度の改正に当たっては、厚生大臣より関係審議会に諮問を行っているが、当該諮問の内容は公開しているところである。

三の(1)について

国民健康保険制度については、保険料に事業主負担がないことや低所得者の加入割合が高いこと等から、他の医療保険制度と比較して高率の国庫負担を行っているところであるが、国民健康保険制度も社会保険制度である以上、保険料を主たる財源とすべきであり、療養給付費及び老人保健医療費拠出金の二分の一という現行の国庫負担率を引き上げることが考えていない。

三の(2)について

基準超過費用共同負担制度は、災害その他の特別な事情や被保険者の年齢構成を勘案してもなお医療費が著しく高額となる市町村に限り、当該医療費の保険給付費部分の一部について、国、都道府県及び市町村が共同して負担をする

ことにより、三者が一体となって医療費適正化に取り組む体制の強化を促進する制度である。

同制度は、適切な医療を確保しつつ、医療費の適正化による国民健康保険事業の運営の安定化を図る上で有効な制度であり、同制度を廃止することは考えていない。

四の(1)について

老人医療の一部負担金は、現在、外来の場合、一月につき千円であるが、これは、必要な受診を抑制しない範囲の額であると考えており、老人と老人以外の者との間の負担の公平等にかんがみ、この額を引き下げることは考えていない。

四の(2)について

前年度における老人収容比率の平均値が百分の六十以上の病院であっても、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第十九条第一項に規定する員数の医師並びに看護婦及び准看護婦を有していると都道府県知事が認める病院等急性疾患の患者に対応する能力を有するものについては、老人病院としない取扱いをしている。

四の(3)について

老人診療報酬における点滴注射の費用の評価に当たっては、老人の心身の特性を踏まえ、老人にふさわしい医療を確保する観点から、点滴の手技料のみを「点滴注射料」として評価し、点滴の管理に要する費用は「入院時医学管理料」に

含め、適切な評価を行っているところである。

なお、老人以外の診療報酬の場合には、点滴に要する費用を一括して「点滴注射」として評価しており、両者の間では評価の仕方が異なり、その比較は困難である。

四の(4)について

老人診療報酬においては、老人の心身の特性を踏まえ、老人にふさわしい医療を確保する観点から、検査等が過剰に行われることを抑制する一方、リハビリテーション、訪問看護等については、老人以外の場合と比べて高い評価をしており、老人を差別的に扱うものではない。

五の(1)から(3)までについて

有床診療所については、将来の医療施設機能の体系の中で、どのように位置付けるか種々議論があり、その診療報酬上の評価についても、将来的にはこれらの議論の方向を見据える必要があるが、当面は、有床診療所が地域医療で果たしている役割、その実態等を考慮しつつ、中医協の議論を踏まえて診療報酬上の適正な評価を検討してまいりたい。

六の(1)について

平成四年四月の診療報酬改定においては、良質な看護サービスの安定的で効率的な供給を確保するという観点から、看護料全体として約二十パーセントの大幅な引上げを行う等特段の配慮を行ったところであるが、今後とも、中医協

の議論を踏まえつつ適切に対処してまいりたい。

六の(2)について

御指摘の看護婦・准看護婦養成施設のうち、国立の看護婦養成所又は准看護婦養成所については、統合・大型化による養成定員の増員、教育施設の設備及び教育内容の充実等により看護婦及び准看護婦の養成力の確保に努めており、今後とも適切に対処してまいりたい。

また、国立大学については、医学部に看護学科等の設置を行ってきたところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。

民間の看護婦養成所又は准看護婦養成所に対しては、従来からその運営費等について国庫補助を行っており、単価の引上げ、対象経費の拡大等、その拡充強化を図っているが、今後とも適切に対処してまいりたい。

六の(3)について

准看護婦については、一定の要件を満たす場合、養成機関において二年以上修業すれば看護婦国家試験の受験資格を得ることができることとなっている。業務経験の長い准看護婦が当該養成機関へ進学する途を一層拡大するため、各養成所に対し、定員増、推薦入学の導入等を実施するよう指導するとともに、通信制の導入についてその方策を検討している。

七の(1)について

新医薬品の価格については、中医協の答申及

び建議を踏まえ、原則として類似の薬効を持つ医薬品の価格等との比較により、価格を算定することとしており、比較対照する医薬品がない場合には原価による計算方式によることとしている。これは、既に流通している医薬品と比較した場合に、同一効能の医薬品については、同一の経済的評価を行うことが合理的であるとの考え方によるものであり、適切であると考えている。

七の(2)について

医薬品の医療機関への納入に当たっては、卸売業者と医療機関の交渉により、個々に価格が決定されており、適切に行われているものと考えている。

七の(3)について

一処方につき十種類以上の内服薬を外来患者に投与した場合の薬剤料の算定については、外来患者に対する薬剤使用の適正化を図るため、医学的検討を踏まえ、所定点数の百分の九十に相当する点数により算定することとしたものであり、適切なものと考えている。

八の(1)及び(2)について

給食に係る保険給付の在り方については、現在医療保険審議会において、保険給付の範囲・内容の見直しを始めとする医療保険制度全般の今後の在り方に関する議論の中で、医療に対する患者のニーズの多様化、高度化に適切に対応していく等の観点から、検討が進められている。

ところである。その結論を踏まえて、将来にわたりすべての国民が安心して良質な医療を受けることができるよう配慮しつつ、適切に対処してまいりたい。

八の(3)について

給食料を含め、給食に係る診療報酬上の評価については、中医協の審議を踏まえ適切に対処しているところである。

九の(1)について

歯科に係る初診時基本診療料及び再診時基本診療料については、中医協の議論を踏まえ、これまで適切に対処してきたところである。

なお、医科と歯科とは、診療の対象となる傷病の性質が異なるため、それぞれの診療行為が全体の中での初診行為等の基礎的医療行為の行われ方が異なること等から、初診時基本診療料及び再診時基本診療料の点数が異なっているものである。

九の(2)について

歯科診療報酬については、従来から技術料重視の考え方に立ち、診療報酬改定の都度、良質な歯科が作成できるよう適切な評価を行い、技術料の引上げが行われてきているところであり、今後とも中医協の議論を踏まえつつ適切に対処してまいりたい。

九の(3)及び十について

院内感染に対する予防対策に必要な費用を含め、医療機関の運営に要する費用については、

診療報酬上適切に対処しているところである。

なお、後天性免疫不全症候群(エイズ)の病原体又はメチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)に感染した者の治療等を行う際に要する特別な院内感染予防に関する費用については、平成五年九月にまとめられた「中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会報告」において診療報酬上の対応について検討する必要があるとされているところであり、今後、中医協の議論を踏まえつつ適切に対処してまいりたい。

核兵器廃絶に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成五年十一月二十二日

立木 洋

参議院議長 原 文兵衛殿

核兵器廃絶に関する質問主意書

今日においても、なお人類を滅亡させて余りある核兵器が存在しており、核兵器廃絶は人類にとって最重要の緊急課題である。日本国民の核兵器廃絶への願いは強い。「非核の政府を求める会」が核兵器廃絶のために過日おこなった政府への申し入れも、その具体化を求める国民の願いの反映である。世界で唯一の被爆国である日本の政府は

こうした国民の願いを体して、国際政治において核兵器廃絶のための積極的なイニシアチブを発揮すべきである。

しかるに発足三カ月余をへた細川内閣の態度は、国民の願いに反するものではないかといわざるを得ない。そこで核兵器問題のいくつかの基本点について、以下、具体的に質問する。

一、核兵器廃絶について

1 一九四六年の国連総会は原子兵器の絶対禁止を第一号決議とした。細川首相は、著書「日本新党・責任ある変革」などで「今世紀末を目途とする」核兵器廃絶などの計画を提唱していたが、政府は「今世紀末」を目途とするなど期限を切った核兵器廃絶国際条約を提唱する意思をもっているかどうか、明確にされたい。

2 核兵器不拡散条約(NPT)の「見直し」期限を二年後にひかえ、核兵器保有国はもっぱら「NPTの無期限延長」を主張している。これは核兵器の独占体制を無期限に延長し、核兵器の存在を無期限に容認するものであり、広島、長崎の市長からも「強い危機の念」が表明されているのも当然である。今年の広島市の「平和宣言」は「無期限の延長は、核兵器を持つ国と持たない国との関係を不安定にするだけでなく、核兵器廃絶の願いに反する」と訴えている。

①政府は、NPTが核兵器を持つ国と持たない

い国を差別する条約であると認識しているか。

②政府は、NPTそのものが核兵器廃絶につながるものでないことを認識しているか。

③政府は、NPTの無期限延長を支持する理由は何か。

二、核兵器保有各国は、軍事技術の向上を背景に核兵器の威力を誇示し他国を威嚇している。アメリカ政府も「われわれは核抑止力の安全性と信頼性を維持しつづけるなければならない」(クリントン米大統領)と言明するなど、核抑止力に固執する立場を明確にしている。政府は現在も、核兵器の存在が世界の平和に役立つと認識しているのか。

三、核兵器使用の違法性について

1 現在、国際司法裁判所に核兵器使用の違法性についての判断を求める動きがあるが、政府は、核兵器使用は国際法違反であると認識しているか。

2 広島、長崎への原爆投下は、多数の非戦闘員を殺戮し、あるいは、治療不可能な放射性障害に苦しめる結果をもたらした。今日に至るまでアメリカ政府は、核兵器使用の威嚇発言をくりかえしているが、その原点には広島、長崎への原爆投下は正当であったという誤った認識がある。政府は、広島、長崎への原爆投下は、国際法に違反する行為であったと認識しているかどうか、明確にされたい。

3 従来、政府は、国連総会で核兵器使用禁止決議に賛成してこなかった。政府は、今後も国連総会での核兵器使用禁止決議に賛成しない態度をとりつづけるのか。その具体的理由は何か。

四、従来、政府は、「自衛のための必要最小限度を超えない範囲内にとどまるものである限り、核兵器を保有することは憲法の禁ずるところでない」としてきたが、その解釈はいまも変わらないのか。

五、非核三原則の法制化は、国是である非核三原則を厳守し、核兵器の持ち込みを許さないという証しのためにも、またブルトニウムの輸送問題などに関連し、日本の核武装化について多くの国から出されている危惧の念を一掃するためにも、緊急に必要である。政府は、非核三原則の法制化が必要と考えるか、また不必要と考えるならその理由は何か。

六、被爆者援護法の制定は、被爆者の長期にわたる基本的な要求であり、高齢化する被爆者にとっては深刻な問題である。同時に、核兵器廃絶を追求する日本政府の姿勢の証しとしても求められている。国民の支持を受け、被爆者援護法案は、二度参議院で可決された。政府は、この被爆者援護法に賛成すべきではないか。

七、現在、非核宣言を行う自治体が過半数を超えるなど、非核自治体運動が広がっている。政府

は、こうした自治体の動きを尊重し、重視するかどうか。明確にされたい。
右質問する。

平成五年十二月三日

内閣総理大臣 細川 護熙

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員立木洋君提出核兵器廃絶に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員立木洋君提出核兵器廃絶に関する質問に対する答弁書

一の1について

核兵器の廃絶は我が国の究極的目標であり、今後ともすべての核兵器国に対し一層の核軍縮努力を求めていく所存であるが、この目標に向かうためには実現可能な具体的措置を一步一步進めていくことが肝要であり、現段階で期限を切った核兵器廃絶条約の提唱は考えていない。

一の2について

核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号。以下「NPT」という。)は、核兵器国に対してのみ核兵器の保有を認めていることは認識している。

NPT第六条は核軍縮交渉義務を定めている。我が国としては、核軍縮について特別の責任を負うすべての核兵器国が同条の規定に従

い、一層の核軍縮努力を行い、究極的に核兵器が廃絶されるべきであると考えている。

国際的な安全保障を確保するために核不拡散体制を安定的なものとするの観点から、我が国としてはNPTの無期限延長を支持するものである。

二について

世界の平和と安全が、最終的には、核兵器を含む軍力による抑止により保たれていることは事実であると認識している。

三の1及び2について

広島市及び長崎市に対する原爆投下も含め、核兵器の使用が国際法違反であるとは言いきれないが、国際法の根底にある基本思想の一つたる人道主義に合致しないものであるとの意味において国際法の精神に反すると考えている。

三の3について

世界の平和と安全が最終的には核兵器を含む軍力による抑止により保たれているとの現実にかんがみ、核兵器の使用を禁止する本件決議案には慎重に対処する必要があると考えており、我が国は同決議案に棄権してきている。

四について

我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条第二項によっても禁止されているわけではない。したがって、核兵器であっても、仮に

そのような限度にとどまるものがあるとするれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではない。他方、右の限度を超える核兵器の保有は、憲法上許されないものである。政府は、憲法の問題としては、従来からこのように解釈しており、この解釈は、現在でも変わっていない。

なお、憲法と核兵器の保有との関係は右に述べたとおりであるが、我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられていないものを含めて政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持し、また、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)及びNPTにより一切の核兵器を保有し得ないこととしているところである。

五について

非核三原則を堅持することについては、これまで歴代の内閣総理大臣の施政方針演説等において繰り返し表明されており、既に内外に十分周知徹底されている。政府としては、今後ともこれを堅持する方針である。したがって非核三原則を改めて法制化する必要はないと考える。

六について

御指摘の原子爆弾被爆者等援護法案については、一般戦災者との均衡上基本的な問題があることや現在の与党各会派のすべてが共同提案者であったものではないことから、与党内の検討

を踏まえ、慎重に対応すべきものと考えている。

七について

非核宣言を行う地方公共団体があることは承知しているが、政府としては今後とも非核三原則を堅持する方針である。

〔参照〕

十二月九日議長において、左のとおり議席を指定した。

五六 溝手 顯正君

第七号中正誤

一 段 行 誤

二 二 六 政策本位

三 二 六 有権等

三 一 終わり
五 幼想

正

政党本位
有権者

幻想

第八号中正誤

一 段 行 誤

二 二 四 推維

推進

正

平成五年十二月十四日 参議院会議録第九号

二四

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三円 送料 別